

「令和 7 年度公務員人事交流研修事業に係る韓国語講座」業務委託仕様書

1 委託業務名

「令和 7 年度公務員人事交流研修事業に係る韓国語講座」業務

2 目的

韓国で研修を行う佐賀県職員が、研修を効果的かつ円滑に実施するため、日本国内での語学研修を実施することを目的とする。

3 基本方針

- (1) 現在、韓国語初級レベル（短く簡単な言葉や文章を使うことができるレベル）にある職員が、令和 8 年 4 月に韓国で長期研修及び日常生活をスムーズに開始することができるようにする。
- (2) 可能な限り韓国の政府機関で使用頻度が高い韓国語の習得に努める。
- (3) 検定試験のための学習ではなく、読む、聞く、話す、書くそれぞれの能力をバランスよく高める。

4 委託業務の内容

実施する韓国語講座は、以下のとおりとする。

- (1) 委託期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 時間
250 時間以上
※ 1 日当たりのレッスンは、最長 3 時間とする。
- (3) 時間帯・頻度
月曜日から金曜日の平日で、週 3 回程度実施する。
詳細の受講日程は、契約締結後に受講者 1 名と相談し決定すること。
- (4) 場所
佐賀県庁内の会議室、地下 1 階等のスペース等
※ 場所の予約確保は、受講者 1 名が行う。
- (5) 方法
対面式マンツーマンでのレッスン
- (6) 教材
受講に必要な教材を準備すること。

5 委託経費の内訳

- (1) 授業料
1 時間当たりの単価に時間数を乗じ総額を表示する形式で記入すること。
- (2) 講師旅費
1 回当たりの往復交通費単価に授業回数を乗じ総額を表示する形式で記入すること。
- (3) 教材代

生徒用テキスト等費用を記入すること。

(4) その他諸経費

必要に応じ記入すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

6 支払方法

前金払い・完了払い

7 委託契約額の上限

900千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。